

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 たこつぼ漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 定めなし
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1	山武郡九十九里町片貝灯台跡（北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒（日本測地系にあっては、北緯 35 度 32 分 13 秒東経 140 度 27 分 36 秒） 90 度（真方位による。以下同じ。）の線からいすみ市八幡埼標識灯跡（北緯 35 度 15 分 1 秒東経 140 度 24 分 22 秒（日本測地系にあっては、北緯 35 度 14 分 49 秒東経 140 度 24 分 34 秒）） 100 度の線に至る間の千葉県海面	1 2 月 1 日 から翌年 3 月 3 1 日 まで	2 の項の操業区域の欄に掲げる操業区域に係るたこつぼ漁業の許可又は起業の認可を受けていない者であって、この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有するもの。ただし、当該操業区域に係る当該漁業の許可又は起業の認可を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。	2 6 隻
2	いすみ市太東埼灯台 90 度の線から鴨川市と勝浦市と	1 2 月 1 日 から翌年	1 の項又は 3 の項の操業区域の欄に掲げる操業区	6 隻

	の境界付近に設置した標柱 (漁業権基点南73号) 1 50度の線に至る間の千葉県海面	8月31日 まで	域に係るたこつぼ漁業の 許可又は起業の認可を受 けていない者であって、 この項の操業区域の欄に 掲げる操業区域に接する 地域に住所を有するも の。ただし、当該操業区 域に係る当該漁業の許可 又は起業の認可を受けた 実績を有しない者につい ては、当該操業区域内に 設定されている共同漁業 権の漁業権者の同意を得 ていることを要する。	
3	いすみ市八幡埼標識灯跡 (北緯35度15分1秒東経 140度24分22秒(日本測地 系にあつては、北緯35度14 分49秒東経140度24分34 秒)) 100度の線から鴨川 市と勝浦市との境界付近に 設置した標柱(漁業権基点 南73号) 150度の線に 至る間の千葉県海面	〃	2の項の操業区域の欄に 掲げる操業区域に係るた こつぼ漁業の許可又は起 業の認可を受けていない 者であつて、この項の操 業区域の欄に掲げる操業 区域に接する地域に住所 を有するもの。ただし、 当該操業区域に係る当該 漁業の許可又は起業の認 可を受けた実績を有しな い者については、当該操 業区域内に設定されてい る共同漁業権の漁業権者 の同意を得ていることを 要する。	12隻
4	鴨川市と勝浦市との境界付 近に設置した標柱(漁業権 基点南73号) 150度の	〃	この項の操業区域の欄に 掲げる操業区域に接する 地域に住所を有する者。	10隻

	線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面		ただし、当該操業区域に係るたこつぼ漁業の許可又は起業の認可を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。	
5	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	周年	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者。ただし、当該操業区域に係るたこつぼ漁業の許可又は起業の認可を受けた実績を有しない者については、当該操業区域内に設定されている共同漁業権の漁業権者の同意を得ていることを要する。	1 隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月3日から11月2日まで